

平成21年10月提供分からの上限額管理事務の取り扱いについて

別添の厚生労働省資料のとおり、平成21年10月サービス提供分から上限額管理事務の取り扱いが一部変更されておりますので、以下のとおり適切に事務を行っていただくようお願いします。

1. 概要

上限額管理事業所において、月の途中で利用者が上限額に到達した場合については、関係事業所が行うこととされている上限額管理事業所に対するサービス提供実績の報告を省略できることとし、利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の入力についても一部簡略化する。

2. 事務処理の変更点

上限額管理の結果が

①「2」または「3」の場合・・・これまでと同様の取り扱いとなります。（事務簡素化は不可）

②「1」の場合・・・・・・・・・・下記のように取り扱いが変更になります。

【上限額管理事業所について】

- ・月の途中で利用者が上限額に到達した場合には、その旨を関係事業所に通知。
- ・請求の際は、利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の記載に際し、関係事業所※については事業所番号、事業所名称及び管理結果利用者負担額（0円）のみの入力で可とし、総費用額及び利用者負担額の入力是不要とする。
- ・利用者負担上限額管理結果票を関係事業所に送付する。

※利用者負担上限額管理結果票に記載する関係事業所については、当月利用を行った事業所を記載する。（当月利用をしていない事業所は記載しない）

【関係事業所について】

- ・当該通知があった場合には、利用者負担額一覧表の作成は不要。
- ・通知があった場合に、当月に利用がなかったときはその旨を上限額管理事業所に連絡する。
- ・請求の際は、管理結果「1」、利用者負担0円で明細書を作成する。

（管理結果が「1」の場合の上限額管理事務の流れ）

